

京都市京北パラグライダー施設条例施行規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第159号

京都市京北パラグライダー施設条例施行規則

(利用許可の申請)

第1条 京都市京北パラグライダー施設条例（以下「条例」という。）第4条の規定により利用の許可を受けようとするものは、京都市京北パラグライダー施設利用許可申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(受付期間)

第2条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) パラグライダーその他これに類するスポーツのためにするもの 利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 利用日の属する月の前月の初日

(利用の許可)

第3条 市長は、第1条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(利用料金の還付)

第4条 条例第7条ただし書の規定により京都市京北パラグライダー施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を還付する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 管理上の都合により利用の許可を取り消した場合
- (2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合

(3) 利用日の7日前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合

(利用料金の減免)

第5条 条例第8条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、管理受託者（条例第12条の規定に基づき京都市京北パラグライダー施設の管理の委託を受けた団体をいう。）に提出しなければならない。

(特別の設備)

第6条 条例第9条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

別記様式（第1条関係）

京都市京北パラグライダー施設利用許可申請書

(あて先)京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市京北パラグライダー施設条例第4条の規定により利用の許可を申請します。	
利用する日時	年 月 日（ 曜日） 時から 時まで（ 時間）
利用する人数	人

特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
利用の目的		

注 該当するには、レ印を記入してください。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)